

個人情報処理システム、DPOの登録義務等

2023年2月

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

シンガポール法・日本法・アメリカ NY州法弁護士 栗田 哲郎

第1 はじめに

2023年2月3日、National Privacy Commission (NPC、国家プライバシー委員会) は、Data Privacy Act of 2012 (DPA、2012年データ保護法) で義務付けられている企業のデータ処理システムの登録のためのオンラインプラットフォームである NPC Registration System (NPCRS、NPC登録システム) の供用を開始しました。



NPC はこれと並行して、NPC Circular No.2022-04 を公表し、個人データ処理システム及び Data Protection Officer(DPO、データ保護責任者)の登録、自動処理またはプロファイリングに関する届出、およびの NPC 登録シールについて定めました。これらは、対象となる企業に対して、DPO 等の登録や年に 1 回の更新、NPC 登録シールの掲示を義務付けるものであり、違反に対しては行政処分の対象となるなど、個人情報保護に関する実務に影響を与えるものとなっています。

また、登録義務対象外の企業についても、宣誓書の提出が義務付けられているため、留意が必要です。

以下、NPC Circular No.2022-04 の主要な条項を解説します。

第2 NPC Circular No.2022-04 の概要

(1) 対象企業

以下のいずれかに該当する Personal Information Controller (PIC、個人情報管理責任者)または Personal Information Processor (PIP、個人情報取扱事業者)は、本 NPC Circular が定める登録等を行う必要があります (Sec.5)。

- (i) 250 人以上を雇用する場合
- (ii) 1,000 人以上の機微な個人情報を取り扱う場合
- (iii) データ主体の権利と自由にリスクを与える可能性が高いデータを処理する場合

(iii)については、国家機密、個人の安全、公共の秩序、公衆衛生に影響を与える情報や、少数者や精神病患者、亡命申請者、高齢者、患者、刑事手続の対象者に関する情報など法令上秘匿性が求められている情報を取り扱う場合、データ主体と PIC,PIP との間の格差が存在する場合はこれに当たるものと考えられます（前文）。

なお、データ処理システムの登録が義務付けられていない PIC または PIP は、自主的に登録することができます（任意登録、Sec.6）。

また、自主的な登録も行わない場合は、上記要件に該当しない旨の、公証を経た宣誓書の提出が義務付けられていますので、ご注意ください。

(2) データ処理システム及び DPO の登録義務

ア 登録義務

自動処理やプロファイリングを伴う個人情報や機微な個人情報を処理するデータ処理システム、および DPO は、必ず NPC に登録する必要があります（Sec.3、5、7）。

PIC または PIP は、データ処理システムの供用開始または DPO の選任から 20 日以内に、当該データ処理システムおよび選任した DPO を NPC の登録プラットフォームに登録しなければなりません。システムの更新または DPO を改選した場合は、10 日以内に更新しなければなりません。（Sec.7）

イ DPO の登録

登録申請は、PIC または PIP の指定する DPO を経由して行います。PIC または PIP は、1 人の DPO しか登録できません（Sec.8）。なお、DPO は、法律または NPC によって許容されない限り、当該企業の従業員でなければならないとされています（Sec.2 D）。

ただし、PIC または PIP が複数の支店、事務所を有する場合、または担当する業務範囲が広い場合は、1 人以上の Compliance Officers for Privacy（COP、プライバシー・コンプライアンス・オフィサー）を指定することができます。COP は常に DPO がこれを監督する必要があります。（Sec.8）

PIC または PIP は、DPO として任命された要員の個人用・業務用の電子メールとは別に、DPO 専用の電子メールアドレスを届け出なければなりません。

ウ 申請書

PIC または PIP が提出する登録申請書は、正規の公証を受けた上で、申請主体に応じて定められた書類を添付する必要があります。民間企業および外国企業については、以下の書類を添付しなければなりません。なお、データ処理システムの登録が義務付けられていない PIC または PIP は、NPC Circular No.2022-04 の付属書 1 により宣誓書を提出する必要があります。

国内民間企業

- (1) DPO の任命または指名を承認する公証済みの秘書役の証明書、または (2) 当該組織の代表者による DPO の任命が有効であることを示すその他の文書で、当該組織の代表者に DPO の任命権限を付与する有効な文書が添付されているもの。
- Securities and Exchange Commission (SEC、証券取引委員会) 登録証明書
- 最新の General Information Sheet (GIS、一般情報シート) の謄本 (原本)
- 有効な営業許可証

外国民間企業

- DPO の任命または指定を承認する、認証済みまたはアポスティーユされた秘書役の証明書、または任命または指定を証明するその他の文書 (英語以外の言語の場合はその英訳文)。
- 認証済みまたはアポスティーユされた以下の書類の (英語以外の言語の場合はその英訳文)。
 - 最新の GIS またはそれに類する書類
 - (法人、組合、個人事業主の) 登記簿謄本またはそれに類する書類
 - 有効な営業許可証または類似の書類

登録時に必要な情報の詳細は、NPC Circular No.2022-04 Sec.12 に定められています。

エ Certificate of Registration (登録認証)

NPC は、登録手続きが正式に完了した場合、NPC から Certificate of Registration (登録認証) が発行されます (Sec.13)。

Certificate of Registration は 1 年間に限り有効とされており、PIC または PIP は、1 年間の有効期限が切れる 30 日前までに、更新する必要があります (Sec.14、18)。

(3) 自動処理またはプロファイリングに関する届出

自動処理またはプロファイリングを行う PIC または PIP は、その登録記録および ID に、自動処理またはプロファイリングに関与するデータ処理システムを届け出なければなりません。その際、PIC または PIP は、以下の情報を届け出る必要があります。

- a. 同意書等を含む個人情報を取扱う法的根拠
- b. 処理されたデータの保持期間
- c. 自動処理に利用される方法と論理
- d. 処理されたデータに基づいてデータ主体に関して行われる処理（特に当該処理がデータ主体の権利と自由に重大な影響を与える場合の有無）

(4) NPC 登録シール

登録が完了すると、登録証明書と同時に登録シールが発行され、ウェブサイトを通じてダウンロードをして取得することができます (Sec.29)。登録シールは発行から 1 年間有効となっています (Sec.31)。

登録シールは、事業所や事務所の正面玄関など、すべてのデータ主体が確認しやすい場所に掲示しなければなりません。また、PIC または PIP は、そのメインのウェブサイト、またはグローバルウェブサイトの場合は少なくともフィリピンに関するページにも掲示しなければなりません。(Sec.32)

(5) 罰則

ア 登録の取消し

NPC は、DPA 等の関連法令の違反、DPC による処分等に対する違反、DPA に従った個人情報処理能力の欠如が NPC の監査により明らかとなった場合などの一定の場合に、PIC または PIP の登録を取り消すことができます (Sec.35)。

イ 罰則、罰金および排除措置命令

登録証が取り消された、または登録要件に違反した PIC または PIP は、遵守命令および執行命令、停止命令、個人データの処理の一時的または恒久的な禁止、または行政罰の支払いの対象となる場合があります (Sec.37)。

第 3 企業がとるべき対策

本 NPC Circular No.2022-04 は、発行から 180 日間の猶予期間が設けられていますので (Sec.39)、対象となる企業は、この間に、各登録や届出などの対応を行う必要があります。また、有効期間が 1 年間と定められているため、適宜更新をしていく必要があります。

詳細については、下記までお問い合わせください。引き続き、当事務所のニュースレターにおいてもアップデートをしていく予定です。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal

06-6311-1010



	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p> <p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>